

第6回 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合協議会

日 時：令和6年3月27日(水)午後1時15分から
場 所：千葉県庁本庁舎5階 特別会議室
(Web開催)

次 第

1 あいさつ

2 協議事項

- 協議第1号 水道事業の計画（認可の調整・申請）の取扱いについて
- 協議第2号 凈水施設の維持管理（機械・電気設備の保守点検）の取扱いについて
- 協議第3号 取水、導水、送水管付属施設の保守点検業務の取扱いについて
- 協議第4号 施設整備計画（基本的な考え方）について

3 報告事項

- 報告第1号 事務事業の調整結果について
- 報告第2号 水需要予測について

4 その他

協議第1号

水道事業の計画（認可の調整・申請）の取扱いについて

水道事業の計画（認可の調整・申請）の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

水道事業の計画（認可の調整・申請）（調整項目番号 69）

九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は解散し、企業局は九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業を経営することとし、水道用水供給事業の創設認可を申請、取得する。

【参考】

- ・水道法第26条の規定により、水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされている。
- ・九十九里地域水道企業団においては、昭和47年3月31日に創設認可を取得し、第1次拡張事業認可取得を経て、平成3年10月28日に第1次拡張変更事業認可を取得し、以降は変更なく現在に至っている。
- ・南房総広域水道企業団においては、平成3年3月14日に創設認可を取得し、平成24年3月19日に取水地点の変更により認可変更を行い、以降は変更なく現在に至っている。

協議第2号

浄水施設の維持管理（機械・電気設備の保守点検）の取扱いについて

浄水施設の維持管理（機械・電気設備の保守点検）の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

浄水施設の維持管理（機械・電気設備の保守点検）（調整項目番号88）

両企業団ともに「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」「水道維持管理指針」等に基づいて点検を実施しており、統合後においても当面の間は、現行の維持管理を継続するものとし、国のガイドラインや指針等が変更された場合はその内容を確認の上、適切に対応するものとする。

【参考】

- ・水道法第22条の2の規定により、水道事業者（水道用水供給事業者）は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならないこととされており、省令の基本的な考え方を示した「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」（以下「ガイドライン」という。）及び「水道維持管理指針（日本水道協会）」等が示されている。
- ・両企業団ともに、ガイドラインや水道維持管理指針等に基づき浄水場機械点検、電気点検及びコンクリート構造物の点検を、直営、委託等により、適切に行っていていることを確認した。
- ・両企業団ともに点検方法や点検記録様式については、施設ごとに設備の状況を踏まえて定めていることを確認した。

協議第3号

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務の取扱いについて

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務（調整項目番号98）

1 取水、導水、送水管付属施設（水管橋を除く）

「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」（以下「ガイドライン」という。）において、付属施設の点検方法や頻度及び、対象施設については濁水発生リスク等を考慮した上で選定することなどが示されており、両企業団ともガイドラインに基づき点検を行っているため、当面の間、現行のとおり点検を行うこととする。

なお、付属施設の点検方法については目視及び作動確認などにより行うこととされているが、一部、作動確認により濁水の発生が懸念される弁類については、作動確認の対象外とし、目視のみの点検に留めていることから、施設の更新後は濁水発生等のリスクに留意しながら、順次、作動確認を含めた点検を実施するものとする。

2 水管橋

- ・令和6年4月1日施行の水道法施行規則の改正により、おおむね5年に1回以上の点検の実施や点検の記録及び保存等が義務付けられるため、両企業団においては、改正後の施行規則に基づき適切に点検を実施していくこととする。なお、両企業団の記録の様式及び保存方法等については、統合までに統一するよう調整する。
- ・水道法施行規則改正に伴う国の通知に基づき、点検（調査・診断）に係る新技術の活用については、他事業者の活用事例等を参考に、効率性や客観性を重視し、検討するものとする。

【参考】

2 水管橋

- ・水道法施行規則の一部改正（令和6年4月1日施行）により、道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。）は、おおむね5年に1回以上の点検実施と点検の記録及び保存等が義務付けられる。
- ・水道法施行規則の一部改正に係る国の通知により、「新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、目視による点検だけでなく、目視と同等以上の方法による点検が可能である。」、「点検（調査・診断）を含む維持・修繕の実施に関しては、効率性や客觀性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。」と示されている。

○九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する
覚書 抜粋
(統合の形態)

第1条 両企業団は解散し、千葉県企業局は千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例(昭和四十一年条例第六十一号)に規定された事業に加え九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業(以下「統合後の水道用水供給事業」という。)を経営するものとする。

2 千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例に規定された水道事業と統合後の水道用水供給事業は会計を別とする。

○水道法(昭和三十二年法律第百七十七号) 抜粋
(水道施設の維持及び修繕)

第二十二条の二 水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。

2 前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

(業務の委託)

第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

(事業の認可)

第二十六条 水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(認可の申請)

第二十七条 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(略)

4 第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 給水対象及び給水量
二 水道施設の概要

- 三 納水開始の予定年月日
 - 四 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 五 経常収支の概算
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
 - 五 净水方法
 - 六 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 七 その他厚生労働省令で定める事項

(認可基準)

- 第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。
- 一 当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。
 - 二 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
 - 三 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。
 - 四 その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号） 抜粋

(水道施設の維持及び修繕)

第十七条の二 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡回を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視又はこれと同等以上の方法その他の適切な方法により点検を行うこと。

三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

2 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検を実施した者の氏名

三 点検の結果

3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等を利用している期間保存しなければならない。

○「水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）」厚生労働省課長通知（薬生水発 0320 第 1 号令和 5 年 3 月 22 日）抜粋

第 2 改正の内容

1 新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、目視による点検だけではなく、目視と同等の以上の方法による点検が可能であることを明確化する。（第 17 条の 2 第 1 項第 2 号の改正）

第 3 新技術の活用について

第 17 条の 2 第 1 項第 1 号における巡視については、現場へ赴く巡視はもとより、それと同等以上の状態把握ができる方法による遠隔での確認行為も巡視にあたる。

（略）

点検（調査・診断）を含む維持・修繕の実施に際しては、効率性や客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。特に、無人航空機

(ドローン) や遠隔操作型無人潜水機 (ROV) の映像など、目視点検の代替となり得る測量調査技術が目覚ましい発展を見せており、積極的に活用することが望まれる。

協議第4号

施設整備計画（基本的な考え方）について

施設整備計画（基本的な考え方）について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

施設整備計画（基本的な考え方）について

統合基本計画項目	内容（案）
<p>4 施設整備計画 (1) 基本的な考え方</p> <p>※骨子素案</p> <p>安定供給の継続を前提とし、将来の水需要を見据えた水道用水供給事業としての適正な施設規模等に配慮した計画とする。</p>	<p>①基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたる安定給水を確保できるよう、統合から20年間を計画期間とした施設整備計画を作成し、老朽化が進み、耐震性に欠ける施設・設備の計画的な更新を行う。 ・施設・設備の更新時期については、厚生労働省の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（以下「手引き」という。）を参考に目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の妥当性についても勘案した上で設定する。 ・水需要予測や施設の稼働状況を踏まえ、適正な施設規模の検討を行う。また、浄水場の統廃合などの施設の最適化については、浄水場の更新が計画期間後に想定されることから、統合後において水需要及び施設稼働状況の実績を踏まえつつ、より具体的な検討を行う。 <p>②事業費の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両企業団における既存計画対象期間までは、当該計画を踏襲し、それ以降は「手引き」に基づき事業費を算定する。 ・事業費の算定にあたっては、固定資産台帳の取得原価を基に、物価上昇分を補正し現在価値化を行う。

報告第1号

事務事業の調整結果について

部会所掌分の事務事業の調整結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
76	工事の設計業務	本項目は、各団体の工事の設計に使用する基準書や安全審査の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	(工事の設計) 両企業団では、(公社)日本水道協会の水道施設設計指針、水道維持管理指針、水道施設耐震工法指針を基本に設計を行っているため、現行のとおりとする。 (設計時の安全審査) 企業局では千葉県建設工事安全対策委員会規約に基づき、建設工事安全対策委員会を設置し審査を行っているが、両企業団では同様の場がないことから、統合までに同規約に基づき、企業局を参考に新用水供給事業としての設置要綱等を定めることとする。	令和6年 3月21日	
77	工事の協議・立会	本項目は、各団体の工事の協議・立会の状況、様式等について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	(工事の協議・立会) 各団体ともに建設工事請負契約書、工事標準仕様書に取扱いを定め実施していることから、現行のとおりとする。 (書類の様式) 各団体とも千葉県土木工事書類作成マニュアルの様式を使用しているため、現行のとおりとする。 (他企業の物件に近接する場合の取扱い) 各団体とも書面での協議や立会を行っているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会報告日	協議会報告日
78	工事の監督業務	本項目は、各団体の工事の監督、施工管理基準等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事の監督) 各団体ともに建設工事請負契約書、工事標準仕様書、千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき監督していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(施工管理基準) 施工管理基準について、各団体ともに県土整備部の施工管理基準を用いており、企業局では同基準に定めがないものについて独自の基準を定めている。しかしながら、両企業団では独自の基準を定めていないことから、施工管理の内容を明確化させるため、企業局を参考に、統合までに、新用水供給事業としての基準を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。</p> <p>(事故調査) 企業局では千葉県建設工事安全対策委員会規約に基づき、建設工事安全対策委員会を設置し、工事施工中に発生した事故の調査を行っているが、両企業団では同様の場がないことから、統合までに同規約に基づき、企業局を参考に新用水供給事業としての設置要綱等を定め、事故調査を行うこととする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会報告日	協議会報告日
			<p>(Wiークリースタンス)</p> <p>企業局が発注する委託業務においては、Wiークリースタンスの取組を行っているが、両企業団では行っていないため、企業局と同様に取り組むこととし、企業局の要領を参考に、統合までに新用水供給事業としての要領を定める。</p> <p>※Wiークリースタンスとは、委託業務を円滑に進めるとともに業務の品質確保と一層の業務環境の改善に努めるため、受発注者間で打合せの日時や依頼の期限等についてルールを設定するもの。</p>		
79	水道工事共通仕様書	本項目は、各団体の工事に適用する工事標準仕様書の内容について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局では工事の適正な履行を確保するため水道工事標準仕様書を定めているが、両企業団では十分な定めがなく、企業局の水道工事標準仕様書を参照し業務を行っていることから、統合までに企業局を参考に新用水供給事業としての工事標準仕様書を作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。	令和6年 3月21日	
80	水道工事書類管理事務	本項目は、各団体の工事書類等の保管、完成図面の取扱い等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事書類の保管)</p> <p>各団体とも工事書類を各発注機関（工事担当部署）で保管していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(完成図面の取扱い)</p> <p>完成図面は各団体ともに長期的な資産管理を効率的に行うことを目的としてシステムに保存していることから、現行のとおりとする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会報告日	協議会報告日
			<p>(電子納品)</p> <p>企業局では電子納品運用ガイドライン（案）を定め、電子納品を実施しているが、両企業団では定めはないことから、新用水供給事業においても実施することとし、企業局を参考に統合までに新用水供給事業としてのガイドラインを作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知を図るものとする。</p>		
81	水道工事積算基準・設計要領の作成・改正に関すること	本項目は、各団体の工事の積算基準、設計単価等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(積算基準)</p> <p>両企業団では、厚生労働省や国土交通省の積算基準を活用していることから、新用水供給事業においても同基準を用いることとする。</p> <p>両企業団では使用する積算基準書を公表していないが、企業局では公表していることから、新用水供給事業としても使用する基準書を公表することとする。</p> <p>(設計単価)</p> <p>両企業団においては県技術管理課及び出版物等の公表資料等を活用していることから、現行のとおりとする。</p> <p>両企業団では、単価の優先度等について要領を定めていないが、企業局では要領を定め公表していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成し、公表することとする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(見積要領) 各団体とも設計単価がないものは、見積により単価設定することとしている。両企業団では、見積要領を定めていないが、企業局では、事務の適正確保の観点から要領を定め、公表していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成し公表することとする。</p> <p>(各種補正) 両企業団では、熱中症対策や週休2日制適用工事について試行要領を定めていないものがあるが、企業局では国や県と同様に定め、試行していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知を図るものとする。</p> <p>(設計変更) 設計変更に関しては、各団体ともに県土整備部の設計変更等ガイドラインを使用していることから、現行のとおりとする。</p>		

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会報告日	協議会報告日
			<p>(概算数量設計発注方式)</p> <p>企業局では業務の効率化を目的として、口径 300 mm以下の管路を対象に概算数量設計発注方式を試行しているが、両企業団の主たる管路である口径 350 mm以上の管路については、各団体とも同方式を実施していないため、概算数量設計発注方式は取り扱わないこととする。</p> <p>※概算数量設計発注方式とは、設計・積算業務の簡略化及び効率化を促進し、事業の円滑な執行を目的として、管路工事に用いる資材の数量を概数により設計し、一部の図面等を省略して発注するもの。</p> <p>(積算システム)</p> <p>1 両企業団の積算システムは同じソフトウェアで統一されており、支障なく運用できている。新たなシステムを導入するよりも積算業務を円滑に行うことができるため、新用水供給事業においても現状の積算システムを使用することとする。</p> <p>2 名称変更など帳票様式の修正については、統合までに両企業団で実施する。</p> <p>3 単価データの更新については、両企業団では県土整備部と協定を締結し、単価データの提供を受けていることから、統合後も引き続き県土整備部から単価データの提供を受けることとし、必要な手続きを行う。</p>		

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
82	配水管技能者登録制度	本項目は、各団体の管路工事に従事する配水管技能者等の要件について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>1 両企業団とも、日本水道協会の講習を受けて登録された者又はそれと同等の経験を有する者としていることから、現行のとおりとする。</p> <p>2 配管技能者等の要件については各団体とも工事標準仕様書で定めていることから、現行のとおりする。</p>	令和6年 3月21日	
83	工事等の検査に関すること(書類、出来形管理基準等)	本項目は、各団体の工事・業務委託の検査実施方法や関連する検査要綱等について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事等の検査)</p> <p>工事等の検査については、各団体とも検査要綱を定めているが、統一的に運用する必要があるため、企業局の各種要綱(建設工事検査要綱、委託設計業務等検査要綱、中間検査実施細目、委託設計業務等成績評定要領)を参考に、統合までに新用水供給事業としての各種要綱を定めるものとする。</p> <p>(県技術管理課による検査)</p> <p>工事等の検査については、統一的に運用する必要があるため、企業局と同様、一定金額以上の検査は県技術管理課の検査監に委任することとし、統合までに企業局長と知事で協定を締結するものとする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会報告日	協議会報告日
			(施工管理基準) 施工管理基準について、各団体ともに県土整備部の施工管理基準を用いており、企業局では同基準に定めがないものについて独自の基準を定めている。しかしながら、両企業団では独自の基準を定めていないことから、施工管理の内容を明確化させるため、企業局を参考に、統合までに、新用水供給事業としての基準を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。		
84	第三者行為による損傷弁償金徴収事務	本項目は、各団体の第三者行為による損傷弁償金徴収事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも導・送水管及び施設が破損した場合の対応は、破損状況により影響範囲が異なるため、類型化できず、個別対応としていることから、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
85	水道賠償責任保険の契約	本項目は各団体の水道賠償責任保険の契約について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも地域の実情に応じて対象施設や補償内容を設定していることから、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
121	工事総合評価方式に係る技術審査	本項目は、各団体の工事の総合評価発注方式に係る技術審査について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	(総合評価方式による工事発注) 企業局では千葉県総合評価方式ガイドラインに基づき、総合評価方式による工事発注を行っているが、両企業団では実施していないことから、統合後は、同ガイドラインに基づき、新用水供給事業においても総合評価方式による工事発注を行うこととする。	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			(総合評価方式に係る審査) 総合評価方式による工事発注を適正に行うため、統合までに企業局を参考に、新用水供給事業としての要綱・要領を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。		

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会報告日	協議会報告日
86	取水・浄水業務	<p>1 本項目は、両企業団の取水地点及び浄水方法等の状況を確認し、統合後の業務について整理するもの。</p> <p>2 浄水処理薬品について、統合後に県企業局と両企業団で一括購入することにより、経費の節減が可能な整理するもの。</p>	<p>1 両企業団ごとにそれぞれ取水地点や送水先が異なり、水質を考慮した浄水処理を行っているため、統合後も現行どおりの業務を行うこととする。</p> <p>2 各浄水場の特性により使用する薬品が異なることや、県企業局ではリスク管理の観点から一括購入をせずに分散して購入しているため、県企業局と両企業団との浄水処理薬品の共同購入については、実施しない。</p>	令和6年 3月21日	
89	水源の水質保全	本項目は、水源の水質保全に関して、各団体の協議会等への参画状況等を確認し、統合後の参画等について整理するもの。	<p>1 水質保全に関する連絡調整は統合後も不可欠であるため、「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」「千葉県異常水質対策要領」は統合後においても参画するものとする。</p> <p>2 「栗山川汚染防止対策協議会」及び「房総導水路系における水質情報共有化に関する申し合わせ」は、栗山川・房総導水路ともに取水点であり、その水質に係る関係機関との情報共有が不可欠であるため、統合後においても用水供給事業として参画するものとする。</p>	令和6年 3月21日	
90	監視制御システム	本項目は、監視制御システムについて、両企業団の整備状況を確認し、統合後の運用について整理するもの。	両企業団の各浄水場は点在しており、浄水処理や送水等に関する運用も異なっているため、統合後においてもシステムの統一はせず、当面は現行どおりの運用を基本とする。浄水場等の統廃合を検討する際には、監視制御システムのあり方について、必要に応じ整理するものとする。	令和6年 3月21日	
91	取水、導水、送水調整	本項目は、両企業団の取水、導水、送水の状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団の浄水場は点在して相互に水融通しておらず、両企業団ともに受水団体からの申込み水量に応じて送水調整を行っているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会報告日	協議会報告日
94	修繕費支弁基準	本項目は、各団体の収益的支出(修繕費)と資本的支出(建設改良費)の区分について整理するもの。	各団体とも「修繕費支弁基準」として具体的な基準を明文化したものは存在していないが、具体的な実務においては、いずれの団体においても「公営企業の経理の手引き」などを参考に区分しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
95	老朽管修繕事業	本項目は、両企業団の老朽管の状況について確認し、統合後の維持管理方針について整理するもの。	施設整備計画で設定する目標使用年数まで供用できるよう、統合後においても引き続き管路の点検を行い、維持管理していくこととする。	令和6年 3月21日	
97	導水、送水管布設に伴う配水管切替事業	本項目は、導水、送水管布設に伴う配水管切替事業について整理するもの。	用水供給事業では配水管切替事業は取り扱わないと、調整不要。	令和6年 3月21日	
99	仕切弁修繕その他	本項目は、仕切弁等の弁類の修繕について、両企業団の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団ともに点検等により不具合があった場合は修繕工事を実施しており、対応に差異はなく適切に対応しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
100	水管橋防食工事	本項目は、両企業団における水管橋の塗装や電気防食の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	1 両企業団ともに水管橋の目視点検結果により、塗装塗替えや修繕工事を実施して適切に対応しているため、現行のとおりとする。 2 両企業団ともに電気防食調査を業務委託により実施し防食状態にあるか否かを確認し、腐食状態にあることが確認された場合は対策工事を実施しており、適切に対応しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
102	地下埋設物の協議・立会い	本項目は、地下埋設物の協議・立会いについて、両企業団の対応状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団ともに関係する部署において、地下埋設物の協議・立会いを実施しており、対応に差異はなく適切に対応しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会報告日	協議会報告日
104	漏水調査	本項目は、両企業団の漏水調査の対象や進め方を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団で漏水調査の対応に差異はなく、適切に対応しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
105	弁類の機能調査	本項目は、弁類の機能調査について、両企業団の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	1 両企業団ともに「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき点検を行っているため、当面の間、現行のとおり点検を行うものとする。 2 ガイドラインにおいて、付属施設の点検方法については目視及び作動確認などにより行うこととされているが、一部、作動確認により濁水の発生が懸念される弁類については、作動確認の対象外とし、目視のみの点検に留めていることから、施設の更新後は濁水発生等のリスクに留意しながら、順次、作動確認を含めた点検を実施するものとする。	令和6年 3月21日	
106	国道、県道及び河川等の占用事務	本項目は、両企業団の占用事務に係る事務処理について整理するもの。	1 両企業団の占用事務の取扱いに差異はなく、適切に対応しているため、現行のとおりとする。 2 現に受けている占用許可が統合後も継続となるよう、統合までに道路管理者等に対して必要な手続きを行う。	令和6年 3月21日	
111	受水団体の水質検査	本項目は、両企業団における受水団体の水質検査の実施状況を確認し、統合後の検査体制について整理するもの。	受水団体の水質検査については、現行のとおり実施するものとする。なお、末端給水事業体の統合が行われる場合は、状況に応じて必要な対応を行う。	令和6年 3月21日	

報告第2号

水需要予測について

水需要予測について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

水需要予測について

統合基本計画項目	内容				
3 水需要予測 (1) 水道用水供給事業における水需要予測 ※骨子素案 末端給水事業体の水需要予測を基にした水道用水供給事業としての一日最大送水量、一日平均送水量等の予測結果を記載。	両地域の末端給水事業体における水需要予測に基づき、新用水供給事業の水需要を予測した。 ○一日平均送水量及び一日最大送水量				
	(単位: m ³ /日)				
区分	統合初年度 令和8年度	統合後10年目 令和17年度	統合後20年目 令和27年度	統合後30年目 令和37年度	
九十九里地域	一日平均送水量 116,670	99,124 (90.8%)	89,975 (80.0%)	79,297 (65.7%)	65,138
南房総地域	一日平均送水量 40,870	31,645 (102.2%)	32,326 (98.4%)	31,141 (97.9%)	28,094 (88.8%)
全体	一日平均送水量 157,540	130,769 (93.5%)	122,301 (84.5%)	110,438 (84.7%)	93,232 (71.3%)
	※（ ）内の数値は令和8年度の予測値と比較した割合				
	※一日平均送水量：末端給水事業体における一日平均給水量に受水率を乗じ、用水供給事業の有収率で除して算出				
	一日最大送水量：末端給水事業体における一日最大給水量における受水量の合計				

統合基本計画項目	内容																																							
(2) 参考 末端給水供給事業における水需要予測	<p>両地域の末端給水事業体における水需要予測は次のとおりである。</p> <p>○一日平均給水量、一日最大給水量</p> <p>(単位 : m³/日)</p>																																							
※骨子案 九十九里地域、夷隅地域、安房地域における末端給水事業体の水需要予測結果を記載。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>令和8年度</th><th>令和17年度</th><th>令和27年度</th><th>令和37年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九十九里地域 一日平均給水量</td><td>109,746</td><td>99,261 (90.4%)</td><td>85,509 (77.9%)</td><td>70,180 (63.9%)</td></tr> <tr> <td>九十九里地域 一日最大給水量</td><td>129,372</td><td>117,098 (90.5%)</td><td>100,884 (78.0%)</td><td>82,754 (64.0%)</td></tr> <tr> <td>南房総地域 一日平均給水量</td><td>72,497</td><td>58,463 (80.6%)</td><td>46,910 (64.7%)</td><td>39,781 (54.9%)</td></tr> <tr> <td>南房総地域 一日最大給水量</td><td>95,528</td><td>76,863 (80.5%)</td><td>61,617 (64.5%)</td><td>52,245 (54.7%)</td></tr> <tr> <td>全体 一日平均給水量</td><td>182,243</td><td>157,724 (86.5%)</td><td>132,419 (72.7%)</td><td>109,961 (60.3%)</td></tr> <tr> <td>全体 一日最大給水量</td><td>224,900</td><td>193,961 (86.2%)</td><td>162,501 (72.3%)</td><td>134,999 (60.0%)</td></tr> </tbody> </table>					区分	令和8年度	令和17年度	令和27年度	令和37年度	九十九里地域 一日平均給水量	109,746	99,261 (90.4%)	85,509 (77.9%)	70,180 (63.9%)	九十九里地域 一日最大給水量	129,372	117,098 (90.5%)	100,884 (78.0%)	82,754 (64.0%)	南房総地域 一日平均給水量	72,497	58,463 (80.6%)	46,910 (64.7%)	39,781 (54.9%)	南房総地域 一日最大給水量	95,528	76,863 (80.5%)	61,617 (64.5%)	52,245 (54.7%)	全体 一日平均給水量	182,243	157,724 (86.5%)	132,419 (72.7%)	109,961 (60.3%)	全体 一日最大給水量	224,900	193,961 (86.2%)	162,501 (72.3%)	134,999 (60.0%)
区分	令和8年度	令和17年度	令和27年度	令和37年度																																				
九十九里地域 一日平均給水量	109,746	99,261 (90.4%)	85,509 (77.9%)	70,180 (63.9%)																																				
九十九里地域 一日最大給水量	129,372	117,098 (90.5%)	100,884 (78.0%)	82,754 (64.0%)																																				
南房総地域 一日平均給水量	72,497	58,463 (80.6%)	46,910 (64.7%)	39,781 (54.9%)																																				
南房総地域 一日最大給水量	95,528	76,863 (80.5%)	61,617 (64.5%)	52,245 (54.7%)																																				
全体 一日平均給水量	182,243	157,724 (86.5%)	132,419 (72.7%)	109,961 (60.3%)																																				
全体 一日最大給水量	224,900	193,961 (86.2%)	162,501 (72.3%)	134,999 (60.0%)																																				
<p>※()内の数値は令和8年度の予測値に対する当該年度の割合</p> <p>○末端給水事業体における用水供給事業からの受水率（見込み）</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>令和8年度</th><th>令和17年度</th><th>令和27年度</th><th>令和37年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九十九里地域</td><td>90.2%</td><td>90.4%</td><td>92.5%</td><td>92.6%</td></tr> <tr> <td>南房総地域</td><td>42.8%</td><td>54.2%</td><td>65.0%</td><td>69.3%</td></tr> </tbody> </table>						区分	令和8年度	令和17年度	令和27年度	令和37年度	九十九里地域	90.2%	90.4%	92.5%	92.6%	南房総地域	42.8%	54.2%	65.0%	69.3%																				
区分	令和8年度	令和17年度	令和27年度	令和37年度																																				
九十九里地域	90.2%	90.4%	92.5%	92.6%																																				
南房総地域	42.8%	54.2%	65.0%	69.3%																																				
<p>※受水率：末端給水事業体の一日最大給水量における用水供給事業からの受水量の割合</p>																																								

生活基盤施設耐震化等交付金における 広域化事業の期限延長等に関する要望

急速な人口減少に伴う給水収益の減少、老朽化した施設・管路の更新や耐震化への対応などにより、水道事業を取り巻く状況は急速に厳しさを増しており、持続的・安定的な経営を確保していくためには、水道事業体の経営基盤の強化を進める必要があります。

また、能登半島地震において長期にわたる断水が生じ、住民の生活に多大な影響を及ぼしていることを鑑みても、この対応は急務であると考えられます。

経営基盤の強化に向け、個々の水道事業体の取組のみでは限界があるため、本県では、令和5年3月に策定した「千葉県水道広域化推進プラン」(以下「プラン」という。)に基づき、水道事業の統合・広域連携を推進しています。

現在、九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合をリーディングケースとして取り組んでおり、併行して、当該地域の末端給水事業体においても、統合協議が進められていますが、その他の地域においても、プランに基づき統合の機運醸成を引き続き図っていく必要がある状況です。

統合に際して必要な施設整備には多額の経費が見込まれ、生活基盤施設耐震化等交付金【広域化事業】(以下「交付金」という。)はその貴重な財源ですが、原則10年間の計画期間で令和16年度までの期限事業であることから、最大限活用するには、遅くとも令和7年4月には広域化事業に着手する必要があります。

リーディングケースでは、昨今の動力費高騰等の影響などから、財政収支の前提となる施設整備の計画や料金体系のあり方などについて、更なる検討が必要であり、やむを得ず統合時期を令和8年4月へ1年延期したところですが、協議が継続しているため統合の合意時期から統合期日までの期間が短く、統合前の広域化事業の着手が困難であることから、交付金を最大限の10年間活用できない状況となっています。

併行して統合協議を進めている末端給水事業体においても、同様に交付金を最大限活用することができない事態が生じており、その

他の地域においては、交付金を最大限10年間活用することは既に困難であることから、統合効果が発現されるまで、更なる遅れが生じることが懸念されます。

このように、統合効果の発現が十分でない、又は遅れが生じることから、国においても一層の統合・広域連携を促進するため、交付金について、以下の見直しを行うよう要望します。

- 1 統合までの協議時間（5年程度）を確保するため、令和16年度までとしていた时限を令和21年度まで延長すること。
- 2 全体計画は原則10年間としているところ、統合基本計画の計画期間内の任意の10年間を交付対象として選択できるようにする等、柔軟な運用に配慮すること。

令和6年3月19日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

千葉県知事 熊谷 俊人

